

# デザイン経営と知的財産権

2019年7月5日(金)

特許業務法人

HARAKENZO

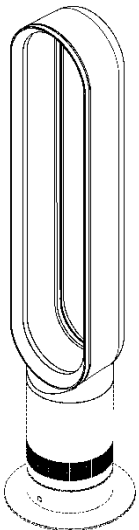
WORLD PATENT & TRADEMARK

広島事務所代表 弁理士 竹野 直之

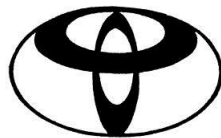
# <知的財産とは>

**知的財産** = 人間の知的活動で生まれた財産的価値を有する情報

- **知的創作物** — 産業上の創作（発明・意匠）、文化的な創作（著作物）、生物資源における創作（植物の新品種）
- **営業上の標識** — 識別情報（商標・商号）、イメージなどを含む商品形態
- **それ以外** — 営業上・技術上のノウハウ、営業秘密など、有用な情報



意匠登録第1510687号  
意匠権者: ダイソン テクノロジー リミテッド



商標登録第2478967号  
商標権者: トヨタ自動車株式会社



情報の創作者に一定期間の権利保護を与えるようにしたものが知的財産権制度。

知的財産権は、様々な法律で保護されている！

# <デザイン経営と知財／何故知財権が必要なのか>

- ・**デザイン経営** = デザインを活用した経営手法
- ・**デザイン** = 顧客のニーズ・企業が大事にしている理念・価値感を表現する営み(有形・無形問わない)

革新的な技術の開発

+

デザイン

=

イノベーション

## 知的財産としてのデザインの特徴:

- ①商品・サービスの市場価値を左右する。
- ②アイデア・情報ゆえに利用しても消滅しない。そのため、歯止めをかけない限り利用され続け、あっという間に拡散される。
- ③市場では物品の外観として現れることも多いため、模倣されやすい。

例: ペットボトルの形  
カラフルな服を作る方法

# <デザイン経営と知財／何故知財権が必要なのか>

通常、多大な時間、コスト、労力を投じてデザインを創作

意図しない拡散や模倣が許されると...

- ・デザインの創作者：開発費が回収できない
- ・模倣者：効率的に多大な利益を得ることに

創作意欲の減退を防ぐ必要性

デザインを創作した人の権利を保護

